

2016年3月22日

本日出席できませんが、下記にごく簡単なメモを提示させていただきます。

上智大学 小幡 純子（専門 行政法）

- 水道は、住民の生活に必須で重要性が高いため、確実な維持・更新に向けて、計画立てた取組みが不可欠 ⇒ 本専門委員会の趣旨は重要。
- 今後の水道事業の効率的な更新のためには、広域化、官民連携の視点が重要 ⇒ 今後の議論で詰めていく。
- ただし、水道事業の広域化を進めるにあたっては、都道府県と市町村の役割分担を考慮する必要がある。
  - ・わが国の地方自治制度において、都道府県と市町村の関係は、補完性の原理により、市町村が処理できる事務事業はできるだけ住民に身近な市町村が行うこととされてきた(規模・性質において、一般の市町村が処理することが適当でないものを都道府県が処理する)。
  - ・従来から、水道は住民の生活に必須であることから、市町村が事業主体となることを原則とし、市町村が自らの政策に関連づけて水道を運営してきた経緯がある。
  - ・市町村には、指定都市や中核市もあり、大小さまざまで、地形の特性もあるため、水道事業効率化のために広域化を進めるに当たっても、地域の特性に十分考慮する必要がある。地域によっては、市町村合併や市町村間の広域連携によって、水道事業の適正規模が確保されうる地域も存する。
  - ・都道府県が、今後の水道事業経営の計画づくりを担う場合には、市町村の意見を十分聴くことが必要ではないか。

とりあえず、フリートーキングの際の意見として上記提示させていただきました。